

第四十回
国会

参議院建設委員会會議録第十一号

昭和三十七年二月二十七日(火曜日)
午前十一時十八分開会

委員の異動

本日委員田中一君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大河原一次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君

委員

稲浦 鹿蔵君
岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
米田 正文君
内村 清次君
木下 友敬君
藤田 進君
田上 松衛君

政府委員

建設省都市局長 前田 光嘉君
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○阪神高速道路公団法案(内閣送付、予備審査)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(大河原一次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに委員派遣承認要求についてお諮りいたします。

阪神高速道路公団法案の審査のため、現地の関係者等から意見を聴取し、実情を調査することとし、このため委員を派遣することにいたしたいと存じます。さよう決することに御異議ございませんか。

○内村清次君 委員長に私は質問したいと思いますが、ただいま、この法案の審議の過程におきまして、先日のこの委員会におきましては、ぜひ現地を調査し、同時に現地の利害関係者の意見を十分聴取するところの方法をもつて公聴会を開く、その回数においてはこれは私から最低の回数を提議をいたしたわけですが、そこでただいまの委員派遣の承認についてお諮りをされたわけでございますが、もちろんこの問題につきましては、理事会において委員会の各委員の気持を尊重して、理事会において決定をするという方法を委員長においてとられたと思う。しかし、

仄聞するところによりますと、いろいろな事情があつて派遣するところの委員数も少ない、それからさらに公聴会もせずに利害関係者の意見を聴取するような方法をとつていく。こういうようなことのように私は仄聞いたしております。そこで、もともと前委員会におきましては、田中委員からの発言では、この重要な法案の審議にあつては、各委員は、その地区の出身議員もおられない、しかもまた事情においても、十分な事情をよく存じておる委員の方々もあまりおられないというようなことで、ぜひ、ひとつ仕事ができな

ことであるから、まあそういった形をとるために、ひとつ現地において公聴会を開いていただきたいというようなことを、まあ私もあわせて要求したわけでありまして、で、私が、公聴会をなせ要求したかと申しますと、私は国会法の第五十一条によつて要求したわけですが、五十一條には、これはもうすでに各委員の方々も御存じと思ひます。が、「委員会」は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。という条項がございます。そういういたしますと、前例によりまして、私たちは公聴会を開いた、すなわち案件というものは、これはもう数多い案件があるわけでございます。で、しかもここにありますように、今後この公団ができましたら、そうして道路を建設するにあたりましては、これは私有財産に關係する問題がございます。しかも、またその道路に對しましては、一般国民から有料によつてその道路の使用料を取るといふ一項がございます。これはやはりその公団の収入になるといたしまして、もちろんこれは国のものであるはずでございます。こゝやつて参ります

と、私は、前例があり、公聴会を開かなければならないという規定があるにかかわらず、その公聴会が開かれないうという、その点がどうも私といたしましては納得できない点が第一点。

第二点は、最初の田中委員の御発言によりますと、やはりこの地の事情をよく知らない方々がこの重要な法案、しかも、前例といたしましては、現に東京にありますところの高速道路公団の法案の審議にあたりまして、あるいはまたは、現在の法案が通過いたしました、今日の道路公団のあり方にいたしました、その進捗の状況が遅々としておるといふような、利害関係者の關係で、その進捗が遅々たる状態を参酌いたしました、その轍を踏まてはならないという見地から、この問題が出たのでございますから、

この問題が、たとえば、委員の過半数くらいは今回の委員派遣の中に追加になつて、そうしてせつかくこの重要法案を円滑のうちに、委員が審議をする責務が尽くされるようにと努力することが、私は一番大事ではなからうかと思ひます。で、この問題が、しかし、その理事会の内容、あるいはその後理事の方々が御努力をされた結果におけるところのもろもろの事情というものが、そういう問題をお取り上げにならなかつたことは、私としてはまことに残念に思ひます。が、しかし、今日の過程におきまして、委員長及び理事の判断によつて、ただいま案件について委員に對すると

ころの承認を求めておられるわけでございます。から、私はまあこれ以上この問題につきまして強くそれを反對するような、また阻止するような発言は慎みますけれども、しかし、そうやつた一貫した気持のあることだけはお考えになつて、今後の審議にあたりまして各委員の納得するような方法を補足されますように、そうして、この審議が円滑に行きますような方法を、ぜひひとつ委員長及び理事におきまして考えていただきますことに、私は特にこれは要望をいたします。

○委員長(大河原一次君) ただいまの内村君の御意見の趣旨十分に了承いたしましたので、今後の委員会の審議にあたりましては、ただいま申されましたような御意見の趣旨にのつとつた上で、今後の委員会の審議を進めて参りたい所存でありますので、御了承を賜りたいと存じます。

○田上松衛君 委員派遣の承認をお諮りになつておるわけですが、その前に今、内村さんからお聞きしますというところ、何かしら公聴会が現地に對して開かれなかつたかのようなふうに乗つたわけですが、私は今、内村さんの言われたような前段の話、全く同感でありまして、強ひてこのことを要求しておつた立場でもありません。そこで、理事会でどういふような工合に大体方針をつけられたかということについては、全然承つていないので、今お聞きするとおり非常に相違があるようなことであれば、率直に理事会の申し合わせといひ

ますか、そういうようなものをこの際
お聞かせ願っていただいたほうが望ま
しい、こう思うわけですが。

○委員長(大河原一次君) 速記をとめ
て下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一次君) 速記をつけ
て。

では先ほどの件について御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原一次君) 御異議ない
と認めます。

それでは派遣委員の日時日程、意見
を聴取する関係者等につきましては、
委員長及び理事に御一任願いたいと思
います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会